

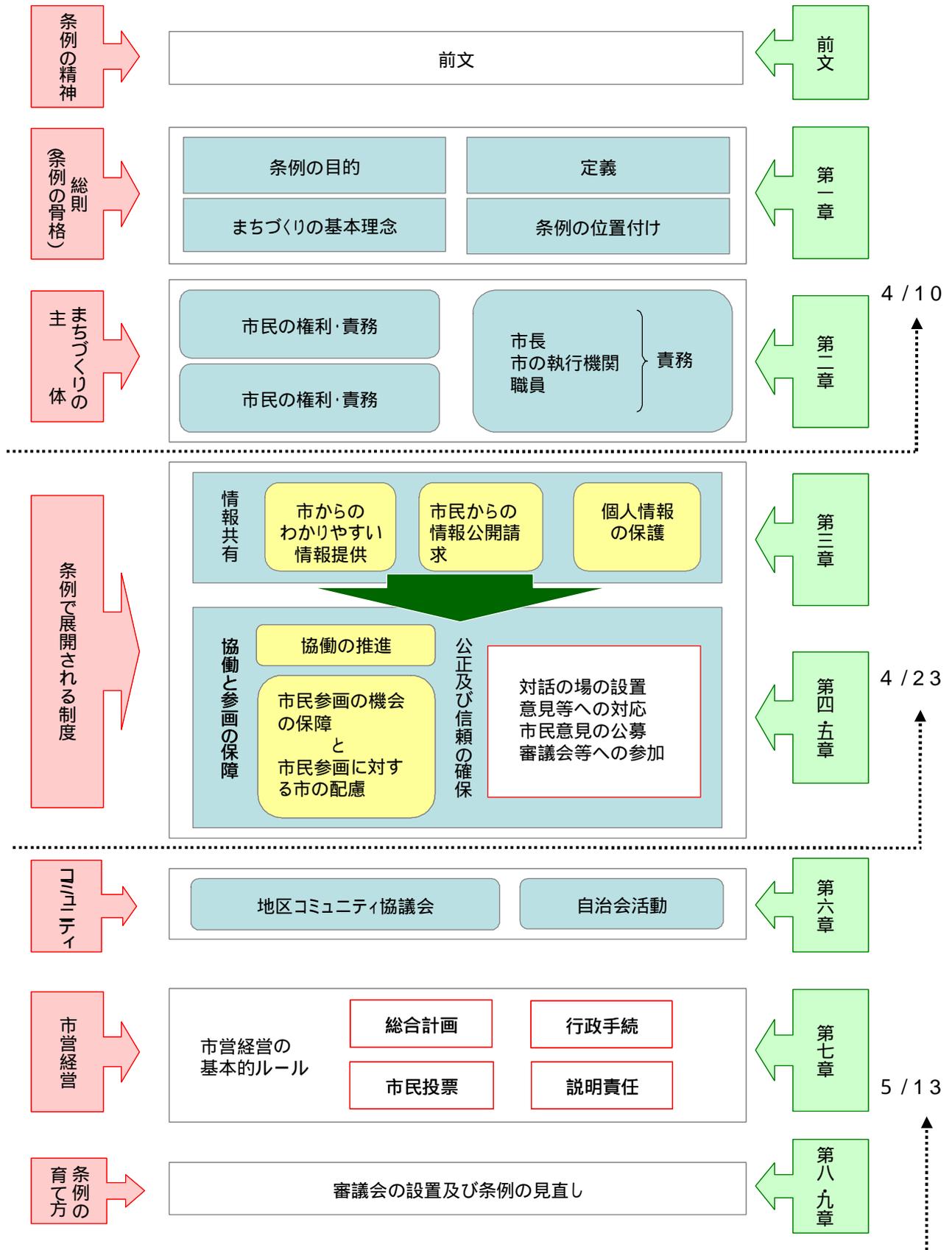
薩摩川内市自治基本条例 原案 (解説・論点)

第 6 章 ~ 第 9 章



薩摩川内市 企画政策部 企画政策課

薩摩川内市自治基本条例 原案の構成



第6章 コミュニティ

(コミュニティ活動)

第20条 市民は、明るく豊かなまちを創るため、積極的にまちづくりに取り組み、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

< 条文の解説 >

生活様式の多様化に伴い、地域には様々な問題が生じてきています。これらの問題を解決するためには、地域の人々の協力は欠かせません。

地域の住民が、自分の意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士がそれぞれ助け合いながら、地域の課題の解決に向けて自らが行動する活動を「コミュニティ活動」と位置付けます。

ここでは、「明るく豊かなまち」をつくるためには、市民と市の結びつきだけでなく、市民同士の結びつきも大切と考え、地域づくりの原点といえる「コミュニティ活動」を明示しました。

< 用語の解説 >

【コミュニティ】

地縁型のコミュニティ 自治会、町内会など地域の人による豊かな暮らしを自ら実現するために市民が自主的に集まった公益的な集団・組織をさします。

テーマ型のコミュニティ あるテーマに関心のある人たちが集まって活動する組織を指します。

(地区コミュニティ協議会)

第21条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。

2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会及びその他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

< 論点 >

18 地区コミュニティ協議会、自治会等は民法上における権利能力なき社団、即ち任意団体であり、拘束性のある条例に規定することに問題はないか。

19 地区コミュニティ協議会は、各分野の団体で構成されるが、第2項は必要か。

< 条文の解説 >

これからのまちづくりは、行政主導型の手法から、市民と行政との役割分担の下に、真に市民一人ひとりが主体的に活動する新たなまちづくりの手法へと転換することが求められています。そこで、本市では、市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進め、各地域の主体的な活動を促進し、その活性化を図るとともに、住民のコミュニティ意識の醸成等を図るため48地区コミュニティ協議会が設立されています。

しかし、地区コミュニティ協議会の位置付けをきちんと明文化した条例、規則

等は無いため、その存在を肯定する意図でここに明示してあります。

また、協議会の活動は公益性が求められることから、市民に開かれたものとし、地縁組織である自治会、その他NPO、ボランティア団体等と協力の上、まちづくりを進めていかなければならないことを明示してあります。

(地区コミュニティ協議会への支援)

第22条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう環境整備に努めるものとする。

2 市は、地区コミュニティ協議会の役割を認識し、自主性及び自立性を損ねることなく、協働してまちづくりを進めなければならない。

< 条文の解説 >

地区コミュニティ協議会が、公共的主体としてまちづくりを担うには、活発に活動できる場所や資金、環境の整備、情報、人材面での支援は大切だと考えます。しかし、その支援の範囲は、団体の自主性、自立性を損ねることがないように必要最低限とし、注意することも必要だと考えています。

(自治会活動への理解等)

第23条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づき形成された自治会の環境美化活動、防災活動その他のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。

< 論点 >

20 自治会の「相互扶助の精神に基づき形成された団体」という定義は問題ないか。

< 条文の解説 >

市民一人ひとりが、自治会や市民活動団体などの活動を通じて最も身近な生活の場である自治活動に参加することは、地域社会の活性化のために、欠くことのできない取り組みであり、市民と市の「協働のまちづくり」を進めていく上でも、その重要性が増していると考えます。

ただし、自治会への加入に関しては、下記の理由から努力を課す表現でしか規定できないと考えます。

地縁に基づく任意の組織であり、加入を義務付けると憲法第21条「集会、結社の自由」に抵触するおそれがある。

各地域で様々な取り決めがあり、市民全員の強制加入を促すことは難しいと考える。

< 用語の解説 >

【憲法21条】 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

(自治会活動への支援)

第24条 市は、自治会の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援することができる。

< 条文の解説 >

自治会の活動は、地域に根ざしたものであり、神社の管理、祭事など宗教的活動も含まれることが多く、行政は、政教分離の立場から宗教活動には支援することができません。

そこで、「・・・するものとする」「・・・努めるものとする」という表現は馴染まないと考え、「・・・できる」という表現にしました。

しかし、支援しないことで、地域の活動を否定するのではなく、自主性及び自立性を尊重するようにあわせて明示しました。

第7章 市政経営

(総合計画の策定等)

第25条 市は、長期的な展望に立った計画(以下「総合計画」という。)を総合的な市政経営の指針として、この条例の趣旨に則して、策定し、及び実施しなければならない。

2 市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。

3 市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するために、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。

< 条文の解説 >

政策の優先順位や統合性、効率性を高めるために、あるいは不当な政治的圧力を防止して行政の公平性を確保するために、政策を計画的に遂行することが要請されています。

そこで、本市では長期的に市政経営の方針がぶれないように「総合計画」を定めることを明らかにしています。また、自治基本条例は、市の政策、経営方針全てに網羅する精神であることから、総合計画も当然にこの条例の理念に制約されることを明示してあります。

そして、総合計画の下に位置付けられる、行政分野ごとの施策、事業は総合計画にのっとり実施しなければならないことが明示してあります。

また、同時に市は、安定した市政経営を図るために、より一層の健全で効率的な財政運営を進めることも明らかにしています。

< 用語の解説 >

【政策】 政治あるいは行政に関して、地方自治体などが決定し遵守する方針や方法

【施策】 行政機関や政治家がいろいろな事柄に対して取る対策や計画。また、それらを実地に行うこと。

(総合計画の実施状況)

第26条 市は、総合計画の下に各行政分野で策定した各種計画及び指針において実施した事務事業等の進捗状況について、その達成度、成果及び事業の妥当性の面から評価し、公表しなければならない。

< 条文の解説 >

各種計画や公表した指針等に基づいて行われた事務事業等の進捗状況を、あらかじめ設定した基準や指標に照らし、公表することを明らかにしてあります。

(説明責任)

第27条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、その効果、費用等を市民に明らかにし、積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。

< 条文の解説 >

市が実施する施策、事業等の企画立案、実施、評価等の各段階で、その内容等について市民に対して、行政用語の使用を控えたり図解を多く用いるなどして、わかりやすく説明することを明らかにしています。

(行政手続)

第28条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、行政経営における公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

< 条文の解説 >

行政手続を明らかにすることにより、市政経営の公正を確保し、透明性の向上を図ります。ここでは、市民の権利を保護し、信頼性の高い市政を実現するために行政手続制度が必要であることを明らかにしています。

具体的な手続内容に関しては、「薩摩川内市行政手続条例」で定めます。

(市民投票)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、市民投票を実施することができる。

選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。

議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。

市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定めるものとする。

< 論点 >

21 地方自治法に規定されている事項を、再度、詳細に盛り込む必要があるか。

< 条文の解釈 >

この条項は、住民投票の実施について規定したものです。住民投票制度は、住

民が市政に参画する究極の仕組みと言えます。

住民投票制度には、「非常設型（個別型）」と「常設型」がありますが、本条例では、「非常設型（個別型）」を採用しています。

住民投票に諮る事案は様々であり、その投票資格者、投票結果の取扱等個別に慎重に考慮する必要があると考えるためです。

第1号は、地方自治法74条に沿った内容となっています。

第2号は、地方自治法112条第2項に沿った通常の議員提出議案の内容となっています。

（法令の遵守）

第30条 市は、法令を遵守し、かつ公正に市政経営を行わなければならない。

< 条文の解説 >

市政経営に携わる者は、法令や社会規範を遵守し、公共の利益のために公正・誠実に職務を遂行しなければならないのは当然のことであると考えます。地方公務員法第32条においても、自治体職員の法令の遵守の規定があります。

ここでは改めて、市政経営は法令に基づいて行われていることを明らかにし、市政経営において違法又は適正な行政執行を妨げる行為はなく、市民全体の公益に反するおそれのある行為はないことを明らかにしています。

（条例の制定及び法令の活用）

第31条 市長は、市民のニーズ及び市の課題を解決するために、この条例の趣旨に則して、自主的かつ適正に法令の解釈及び運用を行い、必要な条例、規則等を制定しなければならない。

< 条文の解釈 >

ここでは、政策法務の立場を明らかにしています。地方自治体の場合、市民との位置に近いこともあり、市民のニーズ、行政課題は各自治体の状況によって異なります。そこで、本市では、自治体の法令解释权（地方自治法第2条11項～第13項）を根拠に、当該法令の趣旨を踏まえつつも、より地域に適合するように解釈し、運用することで地域の課題を解決することを明示してあります。

また、法令の解釈、運用だけでは地域の課題や市民ニーズには応えられない場合や、直面する課題に対応する法令が存在しない場合は、独自に課題解決を図るため、条例や規則といった法務手段を使って政策課題を考え、解決することを明らかにしています。

（組織）

第32条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。

2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供するよう、業務改善に努めなければならない。

< 条文の解釈 >

社会情勢に柔軟に対応できて、政策を着実に遂行するために「機能的かつ効率

的な執行体制」ということに加えて、「市民にわかりやすい」という視点から組織の編成を行い、常にその組織について見直しを行うことを明らかにしてあります。

市は、市民サービスを落とすことなく、最小の経費で最大の効果があげられるよう常に仕事のあり方、事務の仕方など改善策を講じていくことを明らかにしてあります。

具体的な手続内容に関しては、「薩摩川内市組織及びその任務に関する条例」で定めます。

(国、他の地方公共団体等との連携)

第33条 市は、国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し、自治の発展のため、連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつ互いに連携し、及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。

< 条文の解釈 >

行政需要の多様化や政策課題の広域化などで、本市だけでは対応できない行政課題が増えてきました。そこで、国や県、他の地方公共団体等と連携しながら共通課題の解決を図るということを、この条例の中で明らかにしています。

第8章 審議会の設置

(条例の運用の充実と審議会の設置)

第34条 市は、この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図るため、薩摩川内市 審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。

2 審議会は、この条例に基づくまちづくりの諸制度が適切かつ円滑に機能しているか運用状況を調査し、市長に意見を述べることができる。

< 論点 >

2.2 審議会等は原則公開としているところである(第19条第2項)が、審議結果の市民への周知を盛り込む必要があるか。

2.3 審議会の開催の目安を規定するべきか。(例:「2年に1度」「4年を超えない範囲で」等)

< 条文の解釈 >

自治基本条例の円滑な推進を図り、制度の評価、監視のために審議会を設置することを明らかにしています。

自治基本条例をつくっただけにせず、計画の情報提供が事前に行われたか、市民にわかりやすく説明できたか、市民参画を促す配慮はされていたか等、この条例が適切に運用・実施されているかを確認することは重要です。その確認を、今回設置する審議会の中で調査してもらい、答申を受け、市は内容を検討し是正していくものです。この答申の内容次第で、自治基本条例の改正の必要性が出てきます。

第9章 条例の見直し

(この条例の見直し)

第35条 市長は、審議会の意見を踏まえ、この条例の見直しの要否等について検討し、その実効性を確保するため見直す必要があると認めたときは、遅滞なく改正その他所要の措置を講じなければならない。

< 条文の解説 >

社会経済情勢の変化を受けて、自治のあり方というのは時代と共に変化していきます。この条例では、市はそのような環境の変化に対して常にアンテナを張り巡らせていく必要があり、その結果、市民参画、自治のあり方等変化が生じたときは、速やかに改正するなど適切な措置を講じることを明示してあります。

ただし、改正の有無は、審議会の意見を踏まえた後であり、首長の交代等による行政側での一方的な改正を規定しているものではありません。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。